

都市再生整備計画

おかやまし
岡山市シェアサイクル事業推進地区

おかやまけん おかやまし
岡山県 岡山市

令和7年12月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式（１）-②

都道府県名	岡山県	市町村名	おかやま 岡山市	地区名	おかやまし じぎょうすいしん 岡山市シェアサイクル事業推進地区	面積	7,125	ha
計画期間	令和	7	年度	～	令和	12	年度	
交付期間	令和		年度	～	令和		年度	

目標
大目標：鉄道やバス等を中心に、地域特性に応じて、徒歩、自転車、自動車等を組み合わせて、利便性が高く、人と環境にやさしい交通ネットワークの構築を目指す。 小目標：「公共交通主体の交通体系の構築、賑わいある街なかの創出、自転車を活用したまちづくり」に資するシェアサイクルの利用を促進することで、まちの回遊性向上を図る。

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 【経緯】 ・岡山市第六次総合計画、岡山市総合交通計画、岡山市自転車活用推進計画などの上位計画において、シェアサイクルの利用促進・利便性向上等について位置付けている。 ・上位計画等に基づいた施策として、公共交通主体の交通体系の構築、賑わいのある街なかの創出、自転車を活用したまちづくりを目的として、平成21年度から平成23年度にかけて3度の社会実験を実施し、その結果を踏まえて、平成25年7月に岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」事業を実施している。 ・「第2次自転車活用推進計画」（令和3年5月閣議決定）及び「第2次岡山県自転車活用推進計画」（令和4年1月策定）において、目標の一つである「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」のため、シェアサイクルの普及を図ることと位置付けており、「岡山市自転車活用推進計画（令和4年3月策定）」においても、シェアサイクルの充実について位置付け、取組を推進しているところ。
課題 ・利便性向上に向けて、公共施設や民間施設への設置を進めると共に、ポート密度を高めるために道路や都市公園の占用特例を活用したポートの拡充を図る必要がある。 ・シェアサイクルが持続可能な移動手段となるよう、ポート密度を高めつつ、移動ニーズに応じてエリアを拡大する必要がある。
将来ビジョン（中長期） ●「岡山市第六次総合計画（長期構想）」（平成29年3月策定） 都市づくりの基本方向：地域経済の活性化による、魅力と活力あふれるまちづくり、コンパクトでネットワーク化された快適で多様なまちづくり ●「岡山市第六次総合計画（後期中期計画）」（令和3年6月策定） 政策2：魅力と賑わいのある中心市街地の創出 施策2：賑わいにつながる回遊性の向上（項目：自転車先進都市の推進） 政策6：人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 施策3自転車先進都市の推進（項目：コミュニティサイクル「ももちゃり」の利用促進） ●「岡山市都市計画マスタープラン」（平成31年4月策定）及び「岡山市立地適正化計画」（令和3年3月策定） 目標③：誰もが移動しやすい都市づくり 方向性2：安全・安心で利便性の高いネットワークの形成 施策8：便利で快適な交通ネットワークの構築 ●「岡山市総合交通計画」（平成30年9月策定） 将来像の実現化方策3：歩いて楽しい都心空間に変える（施策：自転車利用環境の向上） ●「岡山市自転車活用推進計画」（令和4年3月策定） 基本方針3：便利で手軽な道具として、気軽に使うことができる都市（施策：シェアサイクルの充実）

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
年間利用回数	回／年	シェアサイクル「ももちゃり」の年間利用回数	年間利用回数が増えることにより、回遊性の向上とともに、自動車利用からの転換が期待され、公共交通主体の交通体系の構築に寄与する。	504,647	R 6 年度	990,000	R 12 年度
1 か月あたりの平均利用者数	人／月	シェアサイクル「ももちゃり」の 1 か月あたりの平均利用者数	多くの人が利用することで、街なかを回遊する人が増加し、賑わいある街なかの創出につながる。	8,256	R 6 年度	14,000	R 12 年度
シェアサイクルポート数	箇所	市内のシェアサイクルポート数（公有地と民有地の合計）	シェアサイクルポートを増やすことにより、利便性が向上し、まちの回遊性の向上や利用者数の増加に寄与する。	35	R 6 年度	125	R 12 年度

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
「公共交通主体の交通体系の構築、賑わいある街なかの創出、自転車を活用したまちづくり」に資するシェアサイクルの利用を促進することで、まちの回遊性向上を図る。		【協定制度等】道路占用許可の特例を活用したシェアサイクルポートの拡充 【協定制度等】公園占用許可の特例を活用したシェアサイクルポートの拡充
その他		
【自転車先進都市おかやまの推進】 １ 安全で快適に通行できる都市 歩行者、自転車の安全性や快適性の向上の観点から、自転車は「車両」とあるという大原則を踏まえ、自転車は車道を通行することを基本とした自転車通行空間ネットワークを整備し、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出する。 ２ 便利に停められ、放置自転車の無い美しい都市 駐輪需要に応じた駐輪施設の整備・拡充に加えて、民間による駐輪施設整備の支援を図るなどのハード施策に取り組むとともに、啓発指導員による指導等や放置禁止区域の拡大などのソフト施策にも取り組み、総合的な駐輪対策を図る。 ３ 便利で手軽な道具として、気軽に使うことのできる都市 便利で手軽な交通手段である自転車の特性を生かし、シェアサイクルの充実など多様なシーンにおける自転車の利用促進を図る。 ４ 観光に、健康増進にサイクリングが快適に楽しめる都市 サイクルツーリズムの促進に向けて、関係機関と連携し、サイクリングネットワークの充実を図るなど、自転車を楽しむことのできる環境づくりに取り組む。また、サイクルスポーツなどの自転車関連イベントの支援や自転車を利用した健康づくりの広報啓発など、自転車をに親しむことのできる機会を通じて、自転車利用シーンのさらなる拡大に努める。 ５ ルール遵守が徹底された都市 自転車の通行ルール等に関する教育・広報・指導・啓発を総合的に推進するなど、関係機関と連携し、自転車の通行ルールやマナーの周知及び遵守徹底を図る。		

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

[illegible]

制度別詳細1（道路占用に関する事項）法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】				
制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	自転車駐車器具 （サイクルポート）	区域内の市が管理する道路を対象とする。	・ 自転車駐車器具（サイクルポート）の設置においては、シェアサイクルの駐車施設であることがわかるように、平面式の駐輪ラックを設置する。 ・ 自転車駐車器具（サイクルポート）の構造は、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくし、安全策を行う。 ・ 自転車駐車器具（サイクルポート）にゴミ類や落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアを清掃する。 ・ 自転車駐車器具（サイクルポート）設置箇所の周辺で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。 ・ デザイン性の高い車両、自転車駐車器具（サイクルポート）を用い、良好な景観を保つ。 ・ 歩道上への自転車駐車器具（サイクルポート）の設置においては、歩行者等の支障にならないよう、歩道の残幅員を2メートル以上確保する。 ・ ポート外へのあふれを防止するため、トラック等で車両の再配置を行う等、歩行者等の支障とならないよう対策を行う。



制度別詳細3（都市公園の占用に関する事項） 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】				
制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象施設	1	自転車駐車器具 (サイクルポート)	区域内の市が管理する都市公園を対象とする。	・自転車駐車器具(サイクルポート)の設置においては、シェアサイクルの駐車施設であることがわかるように、平面式の駐輪ラックを設置する。 ・自転車駐車器具(サイクルポート)の構造は、施設の利用に及ぼす支障をできる限り少なくし、安全策を行う。 ・自転車駐車器具(サイクルポート)にゴミ類や落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアを清掃する。 ・自転車駐車器具(サイクルポート)設置箇所の周辺で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。 ・自転車駐車器具(サイクルポート)の利用案内看板等は、都市公園の風致及び美観と調和した色調とする。 ・園路内及び園路に面した植栽等に自転車駐車器具(サイクルポート)を設置する場合は、押し歩きの注意喚起をシェアサイクルの専用アプリケーション内で表示させる。 ・ポート外へのあふれを防止するため、トラック等で車両の再配置を行う等、歩行者等の支障とならないよう対策を行う。
	2		岡山県総合グラウンド	

制度別詳細3-1-①(都市公園の占用に関する事項):自転車駐車器具 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

設置写真

(ア) 利用案内看板

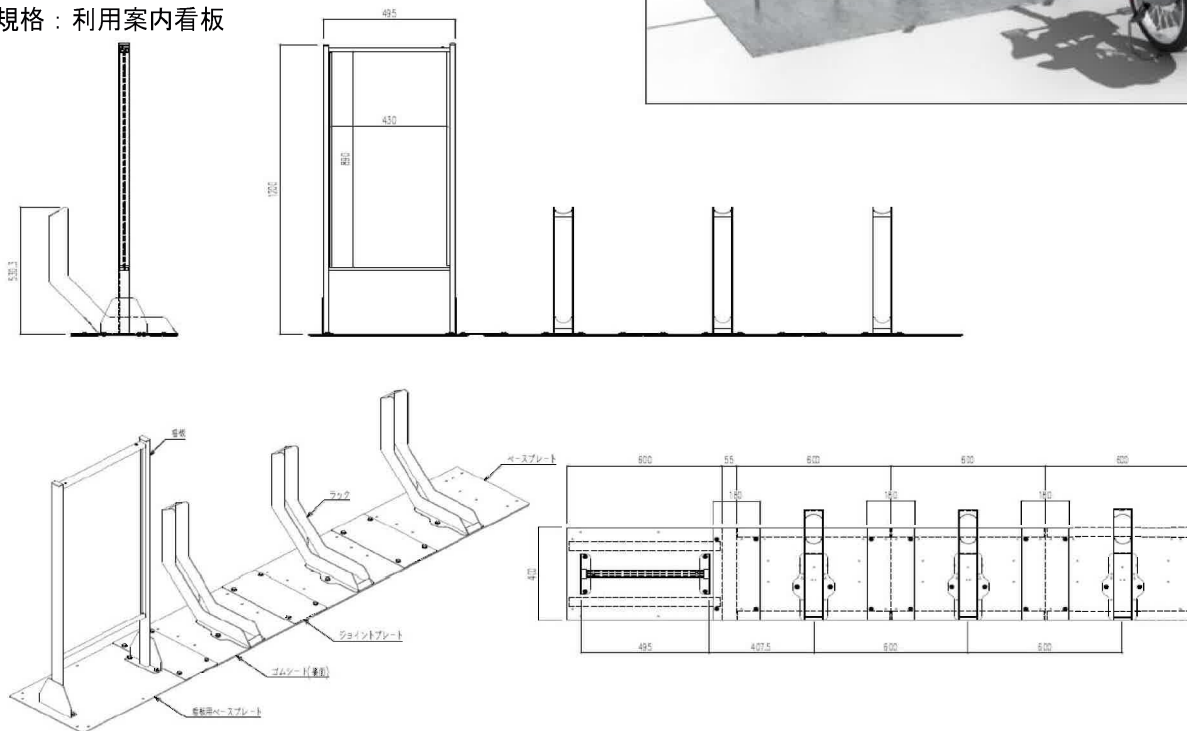
(イ) ラック

(ウ) ビーコン



標準規格図

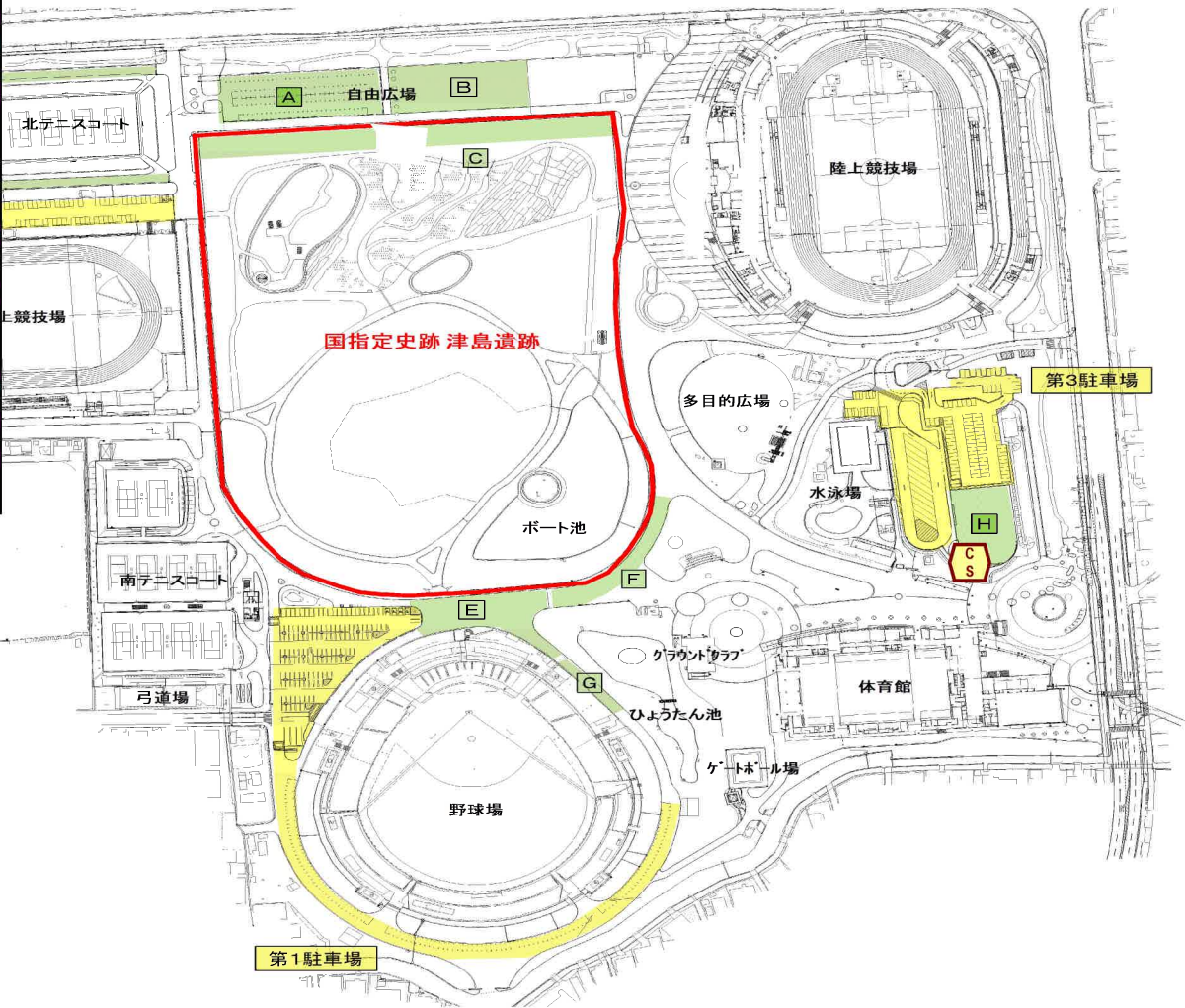
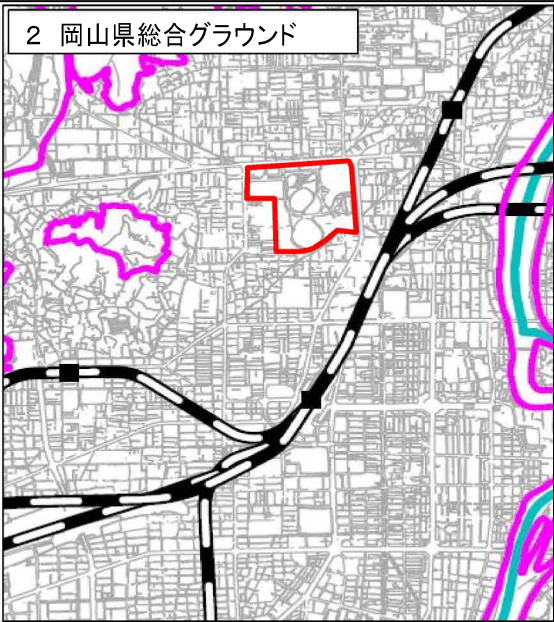
規格：利用案内看板



制度別詳細3-1-②(都市公園の占用に関する事項): 自転車駐車器具 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



<凡例>
(道路占用許可特例の対象となる施設)

自転車駐車器具 

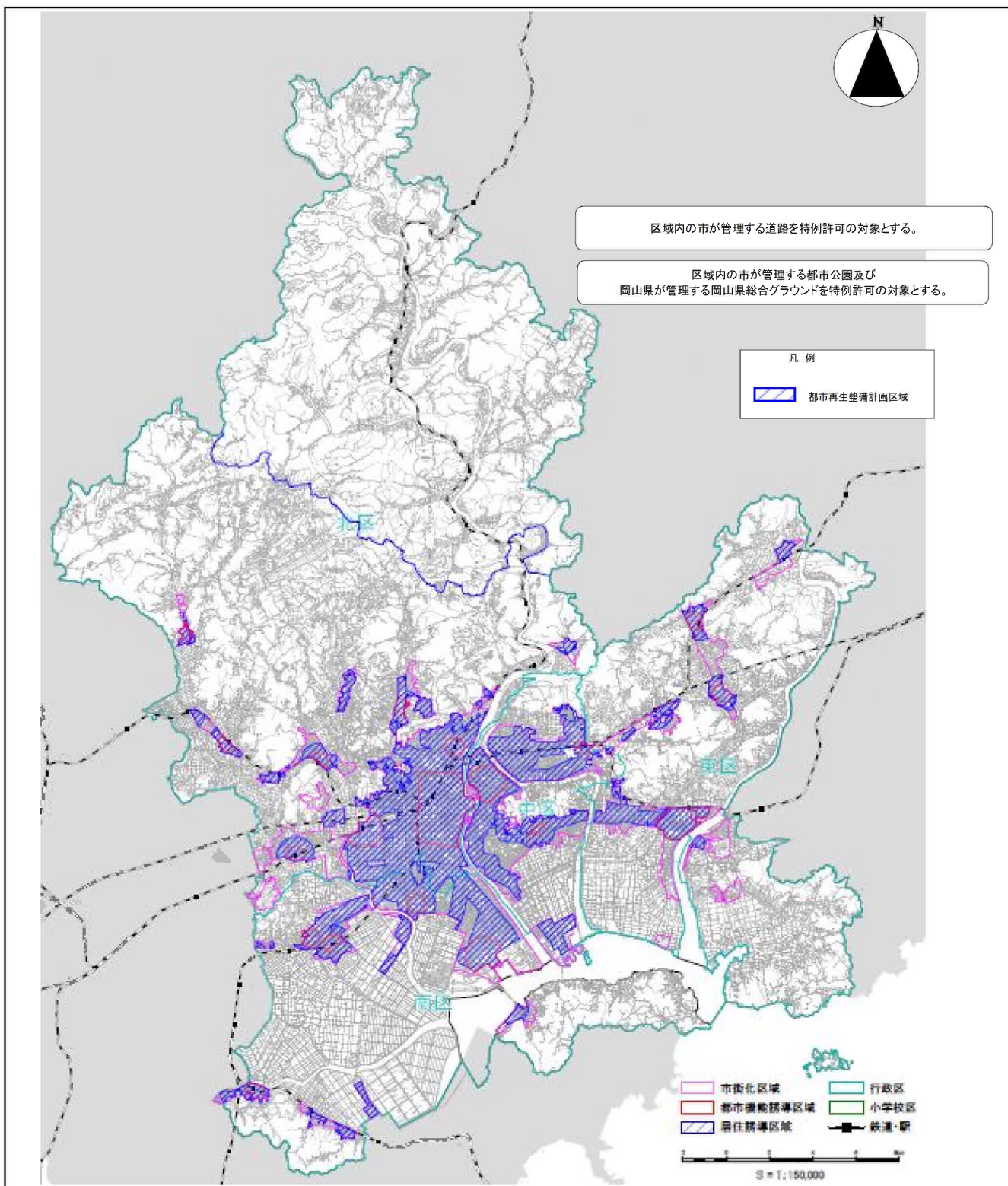
岡山市シェアサイクル事業推進地区(岡山県岡山市)

面積

7,125 ha

区域

岡山市内(居住誘導区域に限る)



岡山市シェアサイクル事業推進地区(岡山県岡山市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	大目標: 鉄道やバス等を中心に、地域特性に応じて、徒歩、自転車、自動車等を組み合わせて、利便性が高く、人と環境にやさしい交通ネットワークの構築を目指す。 小目標: 「公共交通主体の交通体系の構築、賑わいある街なかの創出、自転車を活用したまちづくり」に資するシェアサイクルの利用を促進することで、まちの回遊性向上を図る。	代表的な指標	年間利用回数 (回/年)	504,647 (R6年度) → 990,000 (R12年度)
			1か月あたりの平均利用者数 (人/月)	8,256 (R6年度) → 14,000 (R12年度)
			シェアサイクルポート数 (箇所)	35 (R6年度) → 125 (R12年度)

